

生産緑地買取申出書

年 月 日

大 和 市 長 殿

相続人が複数いる場合は連名、もしくは代表者名を記入して下さい。代表者名で申請する場合は委任状が必要です。

申出をする者	住所	
	氏名	

生産緑地法第10条の規定に基づき、下記により、生産緑地の買取りを申し出ます。

1 買取り申出の理由

主たる従事者の死亡のため

記

該当がある場合のみ記入して下さい。
※土地に相続税等の納税猶予による抵当権以外の権利が存する場合は、当該権利が抹消登記されていること。

2 生産緑地に関する事項

所在及び地番	地 目	地 積	当該生産緑地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
大和市〇〇〇 甲一号〇〇番	畑	m ²			

3 参考事項

建築物等の工作物がある場合は記入して下さい。

(1) 当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積	当該工作物の所有者の氏名及び住所	当該工作物に存する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
			m ²				

(2) 買取り希望価格

時価で記入して下さい

市街化区域内に存する農地として評価額（宅地見込地）を記入して下さい。

(3) その他参考となるべき

特記すべき事項がある場合のみ記入して下さい。

生産緑地の買取り申出の手続きについて

生産緑地所有者の権利救済の観点から、申出要件のいずれかに該当する場合には、市長に対して生産緑地を買取るように申し出ることができます。

■ 制度の内容

1. 買取申出（生産緑地法第10条）

次の要件にいずれかに該当する場合には、生産緑地の買取申出ができます。

- ① 生産緑地の告示の日から30年が経過した場合
- ② 農業の主たる従事者が死亡した場合
- ③ 農業に従事することを不可能とさせる故障を有する場合

2. 買取希望申出者（生産緑地法第15条）

次の要件に該当する場合には、生産緑地の買取希望申出ができます。

- ① 農業に従事することが困難となるような故障を有する場合

※ 法第15条による買取希望申出者に対し、市が買取りできない場合には、生産緑地法第7～9条の行為制限は解除されません。

■ 故障の場合の事前審査

申出の理由が「故障」の場合には、買取申出が可能かどうかを事前に審査する必要がありますので、買取申出書を提出する前に、農政課にご相談ください。

■ 買取申出の流れ

- ① 買取申出書を受理した日から1ヶ月以内に、買取るかどうかの通知をします。
- ② 市が買取らない場合は、他の農業従事者に斡旋します。
- ③ 申出日から3ヶ月以内に生産緑地の所有者の移転が行われなかったときは、生産緑地地区内における行為の制限が解除されます（法第15条による申出を除く）。

■ 生産緑地買取申出書の記入について

生産緑地買取申出書の裏面及び、この用紙の裏面にある「記入例」を参考にして下さい。

■ 添付書類～主たる従事者の死亡に伴う買取申出の場合

※ 必ず提出していただく書類

1. 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書（農業委員会発行の原本）
2. 土地の登記簿謄本（法務局発行の原本）
3. 公図（法務局発行の原本）
4. 位置が分かるもの（明細地図など）

※ 必要に応じて提出いただく書類

1. 委任状 ※買取申出の土地に係る相続人が複数人存在し、代表者名で申出される場合
2. 委任状 ※申出者以外の方が書類提出を行う場合

* 状況により、上記以外の書類提出をお願いすることがあります。